

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 三川町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	102.9%
全職員	65.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	98.1%
本庁課長補佐相当職	97.3%
本庁係長相当職	108.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.6%
31～35年	95.2%
26～30年	92.0%
21～25年	85.4%
16～20年	96.1%
11～15年	97.4%
6～10年	92.2%
1～5年	92.9%

【説明欄】

- ・本庁部局長・次長相当職は該当者がいないため、記載しない。
- ・扶養手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は65.9%である。
- ・性別ごとの全職員に占める「任期の定めのない常勤職員」の割合が、男性87.0%に対して女性36.6%となっており、女性の半数以上が「任期の定めのない常勤職員以外の職員」となっている。女性職員には相対的に給与水準の低い会計年度任用職員が多くいるため、全職員で男女の給与の差異を比較した場合、男性職員の平均給与の方が高くなっている。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。